２．販売費の離島等供給費及び非離島等供給費の整理の基準（沖縄電力に限る。）
⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価項目ごとに離島等供給費又は非離島等供給費に直課すること。
⑵　［略］
３．離島等供給費及び非離島等供給費へ整理された販売費（沖縄電力以外のみなし小売電気事業者にあっては販売費）の給電費、需要家費及び一般販売費への整理の基準
⑴・⑵　［略］
４．給電費、需要家費及び一般販売費のネットワーク費用及び非ネットワーク費用への整理の基準（沖縄電力に限る。）
⑴・⑵　［略］

注　第36条第２項及び第38条第２項の規定による変更をしようとする特定小売供給約款で設定する料金の算定に準用される第６条第２項及び第４項並びに第21条第２項及び第４項を適用する場合は、「基礎原価等項目」は「変分基礎原価等項目」とする。

第２表
活動帰属基準、配賦基準分類表

| | 一般管理費等（第１表１．⑵関係） | | 販売費並びに給電費、需要家費及び一般販売費（第１表３．⑵及び４．⑵関係） | |
|---|---|---|---|---|
| | 活動帰属基準 | 配賦基準 | 活動帰属基準 | 配賦基準 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ［削る］ | | | | |
| ［削る］ | | | | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

２．販売費の離島供給費及び非離島供給費への整理の基準
⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島供給費又は非離島供給費に直課すること。
⑵　［略］
３．離島供給費及び非離島供給費へ整理された販売費の給電費、需要家費及び一般販売費への整理の基準
⑴・⑵　［略］
４．給電費、需要家費及び一般販売費のネットワーク費用及び非ネットワーク費用への整理の基準
⑴・⑵　［略］

注　第39条第２項及び第41条第２項の規定による変更をしようとする特定小売供給約款で設定する料金の算定に準用される第６条第２項及び第４項並びに第24条第２項及び第４項を適用する場合は、「基礎原価等項目」は「変分基礎原価等項目」とする。

第２表
活動帰属基準、配賦基準分類表

| | 一般管理費等（第１表１．⑵関係） | | 販売費並びに給電費、需要家費及び一般販売費（第１表３．⑵及び４．⑵関係） | |
|---|---|---|---|---|
| | 活動帰属基準 | 配賦基準 | 活動帰属基準 | 配賦基準 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 託送料 | | | | |
| 事業者間精算費 | | | | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

第３表
水力・火力・新エネルギー等発電費の整理の基準

１．水力・火力・新エネルギー等発電費の離島等供給費及び非離島等供給費への整理の基準
⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島等供給費又は非離島等供給費に直課すること。
⑵　［略］
２．非離島等供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電費のアンシラリーサービス費及び非アンシラリーサービス費への整理の基準
非離島等供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費又は非アンシラリーサービス費に整理すること。

第４表
活動帰属基準、配賦基準分類表

| | 水力・火力・新エネルギー等発電費（第３表１．⑵関係） | | 販売費（第１表２．⑵関係） | |
|---|---|---|---|---|
| | 活動帰属基準 | 配賦基準 | 活動帰属基準 | 配賦基準 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ［削る］ | | | | |
| ［削る］ | | | | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

第３表
水力・火力・新エネルギー等発電費の整理の基準

１．水力・火力・新エネルギー等発電費の離島供給費及び非離島供給費への整理の基準
⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島供給費又は非離島供給費に直課すること。
⑵　［略］
２．非離島供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電費のアンシラリーサービス費及び非アンシラリーサービス費への整理の基準
非離島供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費又は非アンシラリーサービス費に整理すること。

第４表
活動帰属基準、配賦基準分類表

| | 水力・火力・新エネルギー等発電費（第３表１．⑵関係） | | 販売費（第１表２．⑵関係） | |
|---|---|---|---|---|
| | 活動帰属基準 | 配賦基準 | 活動帰属基準 | 配賦基準 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 託送料 | | | | |
| 事業者間精算費 | | | | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

備考　表中の［　］は注記である。